

相馬港海上コンテナ輸送利用促進事業助成金交付要領

(目的)

第1条 福島県相馬港利用促進協議会（以下「本協議会」という。）は、東日本大震災の影響で利用が低迷している相馬港の海上コンテナ輸送の利用促進を図ることを目的に、相馬港において海上コンテナ輸送を行った事業者に対し、この要領に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成対象期間)

第2条 助成対象期間は令和3年7月1日から令和4年3月31日までとする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、相馬港を利用して海上コンテナ輸送を行う荷主及び海運事業者（以下「申請者」という。）とする。なお、荷主とは、実際に輸送経費を負担した企業とする。

(助成金額)

第4条 助成金額は次表のとおりとする。なお、本助成金は予算の範囲内で実施することから、対象期間中であっても予算の上限に達した段階で事業を終了とする。

助成対象者	助成金額	
荷主	実入りコンテナ	1 TEU 当り 2.5 万円
	空コンテナ調達・返却	1 TEU 当り 1.5 万円
海運事業者	相馬港	1 寄港当り 50 万円

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする申請者は、海上コンテナ輸送を行った日から30日以内に相馬港海上コンテナ輸送利用促進事業助成金交付申請書（様式第1号）及び相馬港海上コンテナ輸送実施報告書（様式第2号）を本協議会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、申請内容の審査を行い、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定し、申請者に相馬港海上コンテナ輸送利用促進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(助成金の交付請求)

第7条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、速やかに相馬港海上コンテナ輸送利用促進事業助成金交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第8条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは助成決定の取り消し、または交付した助成金を返還させることができるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領に違反する行為があったとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。